

資料編

1. 合志市健康づくり推進協議会設置要綱

平成25年2月25日告示第5号

合志市健康づくり推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 市民に密着した総合的かつ効果的な健康づくり対策を積極的に推進することを目的として、市民の健康の維持及び増進に関する事項を協議するために、合志市健康づくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 健康づくり対策の企画審議と実施に関すること
- (2) 健康づくりに関する知識の普及と啓発に関すること
- (3) 健康増進を目指す各種団体との連携に関すること
- (4) 市民の健康に関する調査研究に関すること
- (5) 健康増進計画の策定及び推進に関すること
- (6) その他協議会の目的達成に必要な事業に関すること

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命し、委嘱する。

- (1) 市民の代表者
- (2) 保健、医療及び福祉関係団体の代表者
- (3) 関係行政機関等の代表者
- (4) 学識経験者
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補充による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の意見等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、資料の提出を求めることができる。

(委員の守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、健康福祉部健康づくり推進課が行う。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

2. 合志市健康づくり推進協議会委員名簿

委員任期：令和元年9月26日～令和3年3月31日

(敬称 略)

	所属	役職	名前
1	菊池郡市医師会	代表	緒方 光次郎
2	菊池郡市歯科医師会	代表	今村 友信
3	菊池保健所	保健予防課長	相良 弘子
4	菊池養生園保健組合	保健予防課	田中 裕子
5	合志市社会福祉協議会	地域福祉課長	野崎 智美
6	合志市議会	健康福祉常任委員	永清 和寛
7	合志市教育委員会	教育長	中島 栄治
8	合志市小中学校長会	代表 (合志中学校長)	境 敬一郎
9	合志市認可保育園連盟園長会	代表 (かえでの森子ども園)	松崎 景子
10	菊池地域農業協同組合	代表 (JA 西合志中央支所)	平田 真央
11	合志市商工会	女性部代表	峯 登輝子
12	区長連絡会議	理事	松永 幸孝
13	合志市老人クラブ連合会	事務局長	寺本 秀信
14	合志市食生活改善推進協議会	会長	森 涼子
15	合志市健康づくり推進員	代表	森 泉

3. 合志市第2次健康増進計画・食育推進計画策定の経過

時 期	内 容
令和2年 7月	・小学生・中学生アンケート調査（13日～22日） ・住民参加ワークショップの実施（22日）
8月	・第1回健康づくり推進協議会開催（20日）書面議決 【健康づくり推進協議会の役割、令和元年度事業実施状況及び令和2年度事業進捗状況報告、第2次健康増進計画・食育推進計画策定について】 ・健康づくりアンケート調査（8月26日～9月14日） 【無作為抽出により調査協力をお願い】
9月	
10月	・第2回健康づくり推進協議会開催（16日） 【健康増進計画・食育推進計画について】
令和3年 1月	・健康増進計画・食育推進計画素案の確定
2月	・第3回健康づくり推進協議会開催（3日）書面議決 ・パブリックコメントの実施 【計画案の最終確認】
3月	・市議会報告（下旬） ・計画本編及び概要版の納品（下旬）